

令和6年9月1日版

◆◇運営規程◇◆

株式会社 福祉浩志会

「通所介護」「第1号通所介護事業」

デイサービスセンター太陽

(岡山県指定 第3370204483号)

(事業の目的)

第1条 株式会社福祉浩志会が開設するデイサービスセンター太陽（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業および第1号通所介護の事業（以下「事業」という。）はその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するようその目標を設定し計画的に行うものとする。
- 2 第1号通所介護は、利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業所は、自らその事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンター太陽
- 2 所在地 倉敷市茶屋町695番地6号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 生活相談員 常勤1人以上
看護職員 常勤1人以上（業務委託）
介護職員 常勤及び非常勤 6人以上
機能訓練指導員 常勤または非常勤1人以上

生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし1月1日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
サービス提供時間 9時45分から15時45分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は38名とする。

(指定通所介護および第1号通所介護の事業内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 日常生活上の世話
- 2 機能訓練
- 3 食事提供
- 4 入浴介助
- 5 送迎
- 6 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または倉敷市で定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- ① 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートルごとに200円。
 - ② 食費として、1日あたり500円。
 - ③ おむつ代として、その実費。
 - ④ その他指定通所介護および第1号通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、都窪郡早島町、岡山市、玉野市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護および介護予防通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 2 他の利用者が適切な指定通所介護および第1号通所介護の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 3 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- 4 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び、指定された緊急時連絡先への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年2回の避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、指定通所介護及び第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、提供した指定通所介護及び第1号通所事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は指定通所介護及び第1号通所事業の提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第17条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び第1号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

- 2 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 3 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社福祉浩志会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年 2月20日 改定（定員について）

平成19年 4月 1日 改定（管理者について）

平成19年12月 1日 改定（介護予防通所介護の事業について）

平成20年 2月 1日 改定（定員について）

平成21年 2月 1日 改定（定員について）

平成21年12月 1日 改定（年末年始の営業について）

平成22年10月 1日 改定（定員について）

平成24年 1月 1日 改定（従業者の職種、員数及び職務の内容）

平成24年10月 1日 改定（従業者の職種、員数及び職務の内容）

（サービス提供時間の変更）

（定員について）

平成27年 3月 1日 改定（定員について）

平成29年 9月 1日 改定（予防介護から第1号通所介護事業に変更）

（利用料その他の費用の額）

令和 1年11月1日 改定（実地指導により事業の目的及び第4条の員数のご指摘を受け変更）

令和 1年12月1日 改定（実地指導により事業の目的及び第4条の機能訓練指導員についてご指摘を受け変更）

令和 6年 4月1日 改定（改定等により変更）

13条 事故発生時の対応

14条 苦情処理等

15条 虐待防止に関する事項

16条 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

17条 ハラスメント対策の強化に関する事項

18条 業務継続計画の策定等

19条 13条から条項変更

令和 6年 9月1日 改定（食費の変更）

8条 利用料その他の費用の額